

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）」第5条第1項に基づき申請された総合化事業計画に記載の直売所設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下、「六次産業化法」という。）」第5条第8項に規定する総合化事業計画に記載された直売所の取扱いについて、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）直売所 六次産業化法第5条第8項に規定する農林水産物等の販売施設をいう。

なお、「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針（平成23年3月14日農林水産省告示第607号）」の第1章第4の3(2)に基づき、市町村が策定した戦略に位置付けられている施設であること。

（2）開設者 直売所を設置し、運営するものをいう。

（設置の事前協議）

第3条 開設者は、「直売所設置事前協議申請書」（別紙様式1）を作成し、直売所を設置する場所を所管する市町村長（以下、「市町村長」という。）を経由して知事に提出するものとする。

2 市町村長は、前項の書類を受けたときは必要な調査を行い、意見を付して知事に「直売所設置事前協議申請について」（別紙様式2-1）により副申するものとする。

3 直売所の設置基準は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第2条の規定に基づき農林水産大臣及び国土交通大臣が定める農林水産物等の販売施設を定める件（告示）」（平成23年2月28日付農林水産大臣及び国土交通大臣）によるもののほか、別表1のとおりとする。

4 知事は、前項の規定に基づき審査した結果、直売所の設置が適当であると認めるときは、市町村長を経由し開設者に「直売所設置事前協議承認書」（別紙様式3）を交付し、承認するものとする。

5 知事は、直売所が第3項の設置基準に適合しないと認めるとき又はその構造設備が不適当であると認めるときは、前項の承認を与えない。

6 知事は、周辺の農地に影響があるなど本制度の趣旨に鑑みて必要があると認めるときは、第4項の承認に必要な条件をつけることができる。

(総合化事業計画の都市計画法に係る同意審査)

第4条 知事は、六次産業化法第5条第8項に基づく、同意協議が農林水産大臣から行われた場合は、第3条に基づき事前協議で承認した開設者について、同意協議を行うものとする。

2 直売所の設置基準は、第3条に準ずるものとする。

3 知事は、第2項の規定に基づき審査した結果、直売所の設置が適当であると認めるときは、同意するものとする。

(開設者の変更)

第5条 開設者について相続又は合併があったときは、相続人(相続人が2人以上あるときにおいてその全員の同意により直売所の経営を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設置した法人は、開設者の地位を承継する。

なお、地位を承継する者は、原則、耕作又は養畜の業務を営むものとする。

2 前項の規定により開設者の地位を承継した者は、速やかに、その事実を証する書面を添えて、その旨について市町村長を経由して知事に届けるものとする。

(施設の適正な保持)

第6条 開設者は、直売所について、適正な維持管理をするとともに排水、給水及び換気など、衛生上必要な措置を講じなければならない。

(廃業)

第7条 開設者は、直売所を廃業したときは、速やかに「直売所廃業届」(別紙様式4)を作成し、市町村長を経由して知事に届け出るものとする。

附則 この要綱は、令和4年11月10日から施行する。

別表 1

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）」第5条第1項に基づき申請された総合化事業計画に記載の直売所設置基準

項 目	内 容
1 開発(敷地)面積	経営計画に見合う規模であること
2 建築物	経営計画に見合う規模であること
3 その他	(1) 隣地の地権者、開設地が属する農家組合、農業協同組合、土地改良区、農業委員会等から同意が得られること。 (2) 周辺農地等に対する影響 <sup>※1</sup> に配慮した施設であること (3) 駐車場は施設に見合った有効な台数を確保すること。 (4) 都市計画法第33条及びその他の技術基準に属する規定に適合すること。 (5) その他、各種法令に適合する内容（見込みを含む。）であること。

※1 周辺農地等に対する影響：日照、遮光、排水、施設敷地への侵入等、営農に与える影響

直売所設置事前協議申請書

愛知県知事 殿

申請者 住所  
氏名 (名称・代表者)

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）」第5条第1項に基づき申請された直売所設置要綱第3条の規定に基づき直売所を設置したいので、関係書類を添えて申請します。

(添付資料 原則として以下の資料を添付する)

添付資料	①総合化事業計画（案）及び添付書類 ②直売所開設計画書 ③位置図 ④平面図 ⑤開設にあたり影響を与える周辺農地の関係団体（農業委員会等）の意見が確認できる書面 ⑥開発許可行為申請（案）（建築物の新築等許可（案）） ⑦その他必要と認められる資料
------	---

## 直売所開設計画書

直売所 開設者		直売所 名 称					
直売所 開設地	愛知県						
開設地決定理由							
工期	着工予定年月日	年 月 日	総事業費				
	竣工予定年月日	年 月 日					
	開設予定年月日	年 月 日					
開発（敷地）面積 ※駐車場含む	m <sup>2</sup>	延べ床 面積	m <sup>2</sup>	売場 面積	m <sup>2</sup>	駐車可 能台数	台

### 1 年間計画（販売する農林水産物及び加工品）

#### （1）販売品目別の年間売上高（又は年間販売数量）

販売品目	販売金額（円） 又は販売数量（kg）
農林水産物等	①
うち自己生産物及び市町村内で生産されたものの	②
加工品	③
うち自らの生産に係る加工品	④
うちその他の加工品	⑤
合 計（①+③）	⑥

#### （2）販売割合

自己生産物及び市町村内で生産されたものの販売割合（金額又は数量）【②/①】	%⑦
加工品の販売割合（金額又は数量）【③/⑥】	%⑧
その他の加工品の割合（金額又は数量）【⑤/⑥】	%⑨

※⑦が70%以上、⑧が20%以下、⑨が5%以下となること

### 2 運営計画

直売所利用者数	直売所雇用者数	直売所総売上
人	常時 人 臨時（パート） 人	千円

※記入上の注意

- ・利用者数：総売上を1人当たり客単価の推定値で算出した人数でも可

年 月 日

愛知県知事 殿

〇〇市（町村）長

直売所設置事前協議申請について（副申）

〇年〇月〇日付で別添のとおり、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）」第5条第1項に基づき申請された直売所設置要綱第3条に基づく設置事前協議申請がありました。

（意見の例）

申請内容については、適当と認められます。

〇〇について、適切に対応してください。

添付資料	別紙様式 2 - 2
------	------------

< 六次産業化法に基づく認定申請にかかる（事前協議） >

年 月 日

愛知県知事殿

市町村長

申請者  
申請地  
申請面積  
目的

この土地及び周辺の土地については、調査したところ下記のとおりです。  
記

区分	調査事項		備考	
都市計画関係	1 市街化区域 (用途地域)	イロハニホヘトチリヌルヲワ 第第第第第第準田近商準工工 一三一三一三 園隣 業 低低中中 住 工 住住住住住住 住商 専 専専専専居居居居業業業業用		
	2 市街化調整区域	内	外	
	3 風致地区	内	外	
	4 その他地域地区	内 ( )	外	
	5 都市計画街路	内	外	巾員 m
	6 都市計画公園・緑地・その他	内	外	
関係法令区域等	7 農用地区域	内	外	
	8 農地	甲種 乙種 (1.2.3)	外	
	9 保安林指定区域	内	外	
	10 自然公園区域	特別地域 普通地域	外	
	11 砂防指定地	内	外	
	12 災害危険区域	内	外	
	13 地すべり防止区域	内	外	
	14 土砂災害特別警戒区域	内	外	
	15 浸水被害防止区域	内	外	
	16 急傾斜地崩壊危険区域	内	外	

区分	調査事項		備考		
関係法令区域等	17 宅地造成工事規制区域	内	外		
	18 海岸保全区域	内	外		
	19 河川保全区域	内	外		
	20 特定都市河川・河川流域指定	内	外		
	21 揚水規制区域	内	外		
	22 国有地	内	外		
	23 道路占用承認	要	否		
	24 河川占用許可	要	否		
	25 その他				
公害関係	26 騒音				
	27 振動				
	28 悪臭				
	29 その他				
現況	30 接続道路	国 道 線巾員 m			
		県 道 線巾員 m			
		市町村道 線巾員 m			
		そ の 他 巾員 m			
	31 施設 (団地開発のみ記入)	保 育 園 k m			
		幼 稚 園 k m			
		小 学 校 k m			
		中 学 校 k m			
		医 療 施 設 k m			
	32 上水道	有	無		
	33 下水道	有	無		
	34 消防水利	有	無		
	35 高圧線	有	無		
その他	36 放流先の支障	有	無		
	37 関係土地改良区の名称				
総合意見	支障なし 理由 支障あり				



直売所設置事前協議承認書

様

愛知県知事

○年○月○日付で申請のありました下記直売所について、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）」第5条第1項に基づき申請された直売所設置要綱第3条の規定により、承認します。

記

直売所開設者	
直売所名称	
直売所開設地	愛知県
【承認の条件】	

(留意事項)

本認定は、他の法令に基づく許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3項に規定する許認可等をいいます。）を受けることができることを保証するものではありません。

直売所廃業届

愛知県知事 殿

申請者 住所  
氏名 (名称・代表者)

下記のとおり、直売所を廃業しましたので届出をします。

記

直売所名称	
直売所在地	愛知県
廃業年月日	年 月 日
廃業の理由	